

人衛第1613号
23.2.18
改正 人衛第20684号
令和2年12月25日

大臣官房長
各局長
技術監
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
技術研究本部長
装備施設本部長
防衛監察監
各地方防衛局長
殿

衛生監

健康管理手帳事務取扱について(通知)

健康管理手帳の様式等について(防人衛第1612)第3条及び第7条に基づき、別添の通り、健康管理手帳事務取扱について定めたので遺漏無く実施されたい。

別添

健康管理手帳事務取扱について

第1 交付申請関係

1 申請書

事務取扱者は、健康管理手帳交付申請書に加え、以下の書類を添付されていること及び健康管理手帳交付申請書に職歴が漏れなく記載されていることを確認すること。

(1) 粉じん業務の場合

じん肺法(昭和35年法律第30号)第13条第2項の規定による管理区分2又は3に相当する旨の記述等のある医師による診断書及び当該診断を下した胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真(以下「エックス線写真等」という。)

(2) ベリリウム業務の場合

エックス線写真等及び慢性の結節性陰影がある旨の記述等のある医師による診断書

(3) 石綿業務の場合

エックス線写真等及び石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影がある旨の記述等のある医師による診断書

2 申請書類等の審査

事務取扱者は、申請書の確認及び手帳交付要件を満たすかどうかについて、以下の手順で審査を行うこと。

(1) 書類審査

健康管理手帳交付申請書の職歴等の内容に誤りがないか確認するとともに、提出された書類について、手帳交付要件を満たすかどうか、審査を行う

(2) エックス線写真等による審査

(1) で手帳交付要件を満たした場合に、粉じんに作業にかかる業務については下記ア、ベリリウム業務については下記イ、石綿業務については下記ウを確認すること。

ア 粉じん作業に係る業務

提出されたエックス線写真等について呼吸器内科医等専門的な

知識を有する医師に、以下のじん肺管理区分の管理2又は管理3相当であることの確認を求めること。

(a) じん肺管理区分の管理2相当とは、エックス線写真等の像が両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、大陰影がないと認められ、じん肺による著しい障害がないと認められるものであること。

(b) じん肺管理区分の管理3相当とは、以下①又は②であること。

① エックス線写真等の像で、両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、大陰影がないと認められ、じん肺による著しい障害がないと認められるものであること。

② エックス線写真等の像で、両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ大陰影がないと認められるもの又は大陰影がある(大陰影の大きさが一側の肺野の三分の一以下であるものに限る。)と認められ、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの。

イ ベリリウム業務

提出されたエックス線写真等におけるびまん性の結節性陰影の有無について、呼吸器内科医等専門的な知識を有する医師に確認を求め、これが認められること。

ウ 石綿業務

提出されたエックス線写真等で両肺野に石綿による不整形陰影、又は石綿による胸膜肥厚の有無についてについて呼吸器内科医等専門的な知識を有する医師に確認を求め、これが認められること。

3 健康管理手帳の作成等

事務取扱者は、手帳交付要件を満たす者について、以下の手順により手帳の作成、交付及び台帳の作成等を行う。

(1) 健康管理手帳の作成及び交付

2 の審査の結果、交付要件を満たしているものについては、順序を経て防衛大臣の承認を得たうえで、該当する種類の健康管理手帳(以下「手帳」という。)の様式に申請者の氏名等の所要事項を記入して手帳を作成し、申請者に交付すること。

(2) 台帳及び交付簿の作成等

事務取扱者は健康管理手帳台帳(以下「台帳」という。)及び健康管理手

帳交付簿(以下「交付簿」という。)を作成すること。
手帳の番号は、種類ごとに一連番号とすること。

4 手帳の交付の際の措置

事務取扱者は、手帳を交付する際に、申請者に対し、以下の勧告、説明等を行う。

- (1) 所定の健康診断を受けるよう勧告するとともに、申請者に対し、健康診断の項目、回数、実施時期、健康診断を実施する医療機関(以下「健診医療機関」という。)の所在地、所定の健康診断項目の範囲内の検査については費用を負担する必要のないこと、健診医療機関において受診すること、その他当該健康診断の受診に必要な事項を通知すること。
- (2) 石綿業務における手帳の交付を行う際には、手帳交付に関する申請書類の審査における従事歴の確認方法と、公務災害の申請時における従事歴の確認方法の違いを説明すること。

5 交付非該当の際の措置

審査の結果、交付要件を満たさないことにより手帳の交付を行わない場合には、事務取扱者はその旨を申請者に対し通知すること。

6 添付資料の返還

事務取扱者は、じん肺、ベリリウム業務又は石綿業務に係る申請に添付されたエックス線写真等については、手帳の交付又は交付拒否の通知に併せて申請者あて返還すること。

第2 再交付申請等関係

事務取扱者は、再交付申請があった場合には、以下の手順で再交付の手続を行うこと。

1 申請書の受理

手帳の損傷の場合にあつては、損傷した手帳が添付されていることを確認すること。

2 手帳の作成等

手帳の番号は旧番号とし、手帳の交付に準じて作成すること。また、交付簿の備考欄に再交付年月日を付記すること。

3 再交付の際の措置

申請者に対し、以後手帳を滅失又は損傷することのないよう注意喚起するとともに、手帳の滅失の場合にあっては、滅失した手帳を発見したときは速やかに返還するよう併せて注意喚起すること。

第3 手帳の健康診断結果の記載欄の満了に伴う措置

手帳所持者又は健康診断の実施に際して手帳所持者から手帳を預かった健診医療機関から、手帳の健康診断結果の記載欄が満了した旨の申出があった場合には、申出のあった者から当該手帳を一旦回収し、次の要領により新しい手帳と合本した手帳を作成の上、当該者に返還すること。

- (1) 現在の手帳の裏表紙と新しい手帳の表表紙を固定し、合本すること。
- (2) 新しい手帳には、第1頁目の氏名、性別、生年月日及び住所を記入すること。

第4 健診医療機関の選定

事務取扱者は、次の(1) から(4) のすべての要件を満たす医療機関において健康診断を実施すること。なお、要件を満たすか否かの判定等をはじめ、健診医療機関の確保に当たっては、都道府県医師会の協力を得ることが望ましい。

- (1) 当該健康診断に関し専門的知識及び経験を有する医師が充員されており、当該医師がその健康診断の実施に当たること。特に、石綿業務に係る健康管理手帳に関しては、日本呼吸器学会又は日本医学放射線学会の認定医又は専門医資格を有する医師が健康診断の実施に当たること。なお、石綿業務に係る健康管理手帳の健康診断の実施に当たる医師は石綿関連疾患の診断に関する研修を修了していることが望ましい。
- (2) 臨床検査技師等当該健康診断に係る検査業務を円滑に遂行するために必要な者が充員されていること。
- (3) 実施する健康診断の種類に応じ、次に掲げる業務に係る健康診断の実施に必要な設備が装備されていること。

ア ベンジジン等業務関係

- a 遠心機及び顕微鏡
- b 標本染色用器具
- c 膀胱鏡
- d エックス線直接撮影装置

イ 粉じん業務関係

- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b スパイロメーター及びフローボリューム曲線記録装置
 - c 動脈血ガス分析装置
 - d 顕微鏡及び細菌培養装置
 - e 標本染色用器具
- ウ ビス(クロロメチル)エーテル業務関係
- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- エ ベリリウム業務関係
- a 遠心機
 - b ダグラス・バッグ、ガスメーター、呼吸計(スパイロメーター等)、オキシメーター及び階段昇降試験用ステップ台
 - c エックス線直接撮影装置
 - d 心電計
 - e 原子吸光分光光度計
 - f パッチテスト用具一式
- オ 石綿業務関係
- a エックス線直接撮影装置及びエックス線特殊撮影装置
 - b 標本染色用器具
 - c 気管支ファイバースコープ又は気管支鏡
- (4) (社)全国労働衛生団体連合会の行う総合精度管理事業に参加している等精度管理に努めていること。

第5 健康診断の実施

- 1 健康管理手帳の所持者(以下「手帳所持者」という。)に対する健康診断は、当該手帳所持者の事務取扱者と健診医療機関との話し合いにより適切な時期を定め、実施すること。
- 2 健康管理手帳の所持者の健康診断は、別表の左欄に掲げる業務の区分に応じ、同表の中欄に掲げる期間ごとに定期的に、同表の右欄に掲げる項目について行う。
- 3 事務取扱者は、複数の業務に係る健康管理手帳保持者(以下「複数手帳所持

者」という。)の健康診断については、できる限り同じ健診医療機関において同時に実施するよう配慮すること。

- 4 事務取扱者は健診医療機関において、以下の実施が可能なことを確認すること。また、健康診断費の単価は、労働安全衛生法による健康診断を参考とすること。
 - (1) 健診医療機関は、当該医療機関に所属する医師のうちから当該健康診の実施に当たる医師を指名すること。この場合において、健診医療機関は、指名しようとする医師について、事務取扱者に通知すること。
 - (2) 健診医療機関は、事務取扱者から送付される手帳所持者名簿により、手帳所持者に対して健康診断の受診の案内を行うこと。
 - (3) 健診医療機関は、手帳所持者の健康診断により、再検査又は追加検査を行う必要が認められた者に対しては、当該健康診断の実施に当たる医師により、所見の説明等の必要事項の説明を行うこと。
 - (4) 健診医療機関は、手帳所持者ががん等の重度の疾病に罹患している可能性があり、別表に定める手帳の種類ごとの健康診断の検査項目の範囲を超えた精密検査等を行う必要が認められた場合には、その精密検査等の必要性及び当該精密検査等は健康管理手帳による健康診断の範囲外であることを手帳所持者に説明の上、本人の了解を得た上での医療保険等による精密検査等の実施又は他の医療機関の紹介等適切な措置を講ずること。
 - (5) 複数手帳所持者が、同じ健診医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査(エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査をいう。以下同じ。)が重複するものの、3月以内に実施された検査の結果が確認できるときは、当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
 - (6) 複数手帳所持者が、異なる健診医療機関において、複数の業務に係る健康管理手帳の健康診断を受ける場合であって、放射線被ばくを伴う検査が重複するものの、先に受診した健診医療機関において作成された、当該検査の結果に係る文書(写真を含む。ただし、3月以内に実施された検査の結果に係るものに限る。)が後に受診する健診医療機関に対して提供される場合には当該検査の実施を省略して差し支えないこと。
 - (7) 健診医療機関は、40歳未満の手帳所持者に胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する際には、放射線被ばくのリスクについての説明を行い、当該検査の必要性が放射線被ばくの不利益を上回ると判断される場合に実施すること。

- (8) 健診医療機関は、胸部らせんCT検査又は特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査を実施する場合は、放射線被ばくを考慮して低線量らせんCTであることが望ましいこと。
- (9) 健診医療機関は、石綿業務に係る手帳所持者のうち、両肺野に不整形陰影のある者が、粉じん業務に係る健康管理手帳を所持していないことを把握した場合は、じん肺管理区分決定を申請するよう案内し、じん肺管理区分が管理2又は管理3と決定された者に対しては、粉じん業務に係る健康管理手帳の申請に関する案内を行うこと。
- (10) 健診医療機関は、健康管理手帳の所定の欄に行った健康診断の全ての結果等を明瞭に記載するものとする。

別表

業務の区分	期間	項 目
防衛省の職員の健康管理に関する訓令(昭和29年防衛庁訓令第31号。以下「訓令」という。)別表第3第1項、第2項及び第7項の業務	6 カ月 に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 血尿、頻尿、排尿痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 尿沈渣(さ)(医師が必要と認める場合は尿沈渣(さ)のパパニコラ法による細胞診)の検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については膀胱(ぼうこう)鏡検査又は腎盂(じんう)撮影検査
訓令別表第3第3項の業務(じん肺管理区分が管理2相当の者に限る。)	年 に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査 2 エックス線写真による検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び喀痰(かくたん)細胞診
訓令別表第3第3項の業務(じん肺管理区分が管理3相当の者に限る。)	年 に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じん作業についての職歴の調査及びエックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。以下同じ。)による検査 2 胸部に関する臨床検査及び肺機能検査。ただし、肺機能検査については、エックス線写真による検査の結果、一側の肺野の三分の一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者、結核精密検査の結果、肺結核にかかっていると診断された者並びにエックス線写真による検査、胸部に関する臨床検査及び肺結核以外の合併症に関する検査の結果、じん肺の所見があり、かつ、肺結核以外の合併症にかかっていると診断された者を除

		<p>く。</p> <p>3 エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、肺結核にかかっており、又はかかっている疑いのある者については結核精密検査エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち、原発性肺がんにかかっている疑いがないと診断された者以外の者については、医師が必要と認める場合、胸部らせんCT検査及び喀痰(かくたん)細胞診エックス線写真による検査及び胸部に関する臨床検査の結果、じん肺の所見があると診断された者のうち肺結核及び原発性肺がん以外の合併症にかかっている疑いがあると診断された者(肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査を受けることが医師により必要であると認められた者に限る。)については、肺結核及び原発性肺がん以外の合併症に関する検査。ただし、エックス線写真に一側の肺野の三分之一を超える大きさの大陰影(じん肺によるものに限る。)があると認められる者を除く。</p>
訓令別表第3第4項の業務	6 カ月 に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 3 たん、せき、胸痛、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査 5 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査、喀痰(かくたん)の細胞診、気管支ファイバースコーピー検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)
訓令別表第3第5項の業務	6 カ月 に 1回	<ol style="list-style-type: none"> 1 業務の経歴の調査 2 乾性せき、たん、咽(いん)頭痛、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸(き)、息苦しさ、倦(けん)怠感、食

		<p>欲不振、体重減少等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 乾性せき、たん、咽(いん)頭痛、のどのいらいら、胸痛、胸部不安感、息切れ、動悸(き)、息苦しさ、倦(けん)怠感、食欲不振、体重減少、皮膚等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 肺活量の測定</p> <p>5 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査</p> <p>6 前各号の調査又は検査の結果に基づき、医師が必要と認める者については、胸部理学的検査、肺換気機能検査、肺拡散機能検査、心電図検査、尿中若しくは血液中のベリリウム量の測定、皮膚貼(てん)付試験又はヘマトクリット値の測定</p>
<p>訓令別表第3第6項の業務</p>	<p>6 カ月 に 1回</p>	<p>1 業務の経歴の調査</p> <p>2 石綿によるせき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査</p> <p>3 せき、たん、息切れ、胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査</p> <p>4 エックス線写真(直接撮影による胸部全域のエックス線写真をいう。)による検査</p> <p>5 前号の検査の結果、次のいずれかに該当し、医師が必要と認めるときは、特殊な撮影法による胸部エックス線写真による検査</p> <p>[1] 石綿による、びまん性胸膜肥厚、石灰化胸膜プラーク等の陰影により、異常な陰影(石綿肺による線維増殖性の変化によるものを除く。以下同じ。)が読影しづらい場合(両肺野に石綿による不整形陰影がある場合を除く。)</p> <p>[2] 異常な陰影がある場合</p> <p>6 前二号の検査の結果、異常な陰影がある場合で、医師が必要と認めるときは、喀痰の細胞診又は気管支ファイバースコープ検査若しくは気管支鏡検査(医師が必要と認める場合は、生検及び病理学的検査)</p>